

農地を農地以外に転用する場合は農業委員会の許可申請が必要です！！
 「農地転用」とは農地を耕作の目的以外にする全ての行為をいいます。
 転用をお考えの方、農地の立地基準を確認したい方はこちらをどうぞ！

立地基準(農地区分)確認

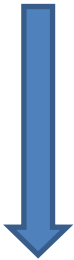
スタート



○申請地が農業振興地域整備計画で農用地として利用すべき土地の区域(農用地区域)に指定されている。

NO

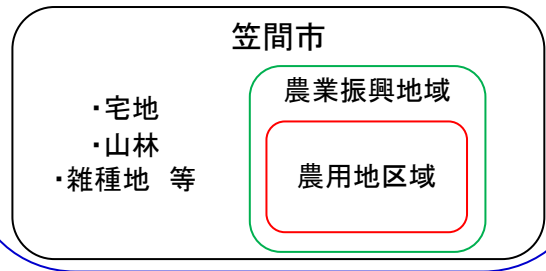
YES



不許可

立地基準とは農地の区分に応じて転用候補地が適切な位置かを判断をする基準となります。
 農地を営農条件や市街地化の状況から4つに区分し、優良な農地の転用を制限しています。

農業振興地域とは市町村が農業を振興するために指定した地域です。
 笠間市の農地は農業振興地域に指定されており、その中でも農用地区域として農業以外の利用を制限する区域を指定しています。
 一般的に「農振地域」と呼ばれている区域がこれにあたります。



第1種農地の判定

○申請地が次のいずれかに該当する。

- ①おおむね10ha以上の広がりのある農地
- ②土地改良事業等が実施された農地
- ③生産性の高い農地

NO

YES



**第1種農地
原則不許可**

(例外的に許可となるもの)

- ・一時的な利用に供するもの
- ・農業用施設、農産物加工・販売施設
- ・土地収用法対象事業 等

第2種農地の判定

○申請地が次のいずれかに該当する。

- ①土地改良事業等の対象となっていない小集団で生産性の低い農地
- ②市街地として発展する可能性のある農地

NO

YES



**第2種農地
第3種農地に立地困難な場合等に許可**

第3種農地の判定

○申請地が次のいずれかに該当する。

- ①都市的整備がされた区域内の農地
- ②市街地の中にある農地

YES



**第3種農地
必要範囲で許可**